

常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席
 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方
 常任委員会への議員の所属制限

【現行制度等】

常任委員会 (地方自治法第109条)	第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。 ② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。 ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。 ④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 ⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 ⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 ⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。 ⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。 ⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
特別委員会 (地方自治法第110条)	第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。 ② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。 ③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。 ④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

	⑤ 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。
協議又は調整を行うための場 (地方自治法第100条第12項)	⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

●委員会制度

○ 委員会の種類

常任委員会 (地方自治法第109条)	- その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査 - 議員は、少なくとも一の常任委員となる。
議会運営委員会 (地方自治法第109条の2)	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査
特別委員会 (地方自治法第110条)	会期中に限り、議会の議決により付議された特定の事件を審査

○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。(地方自治法第109条第7項等)

○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。(地方自治法第109条第5項等)

○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。(地方自治法第109条第6項等)

○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。(地方自治法第109条第9項等)

(第29次地方制度調査会資料(総務省HP)をもとに作成)

●協議又は調整の場の設置

地方議会においては、本会議や委員会等の法律上の議会活動のほか、各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態があったが、これらの活動は、法律に基づくものではないため、正規の議会活動とはされていなかった。

このような実態を踏まえ、平成20年の地方自治法の改正において、これらの活動について、会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」における活動として法律上の議会活動の範囲に含まれ得ることが明確にされた。

伊勢市議会においては、次のとおり設置している。

名称	協議又は調整を行う事項	構成員	招集権者
全員協議会	1 議案の審査に関する事項 2 議会の運営に関する事項	全議員	議長
総務政策委員協議会	1 総務政策委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 総務政策委員会の運営に関する事項	総務政策委員会委員	総務政策委員会委員長
教育民生委員協議会	1 教育民生委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 教育民生委員会の運営に関する事項	教育民生委員会委員	教育民生委員会委員長
産業建設委員協議会	1 産業建設委員会の所管に属する議案の審査に関する事項 2 産業建設委員会の運営に関する事項	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長

（常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席）

長その他役員等の出席義務 （地方自治法第121条） ※これは、本会議に関する規定	第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。
委員会における出席説明の要求 （伊勢市議会委員会条例第20条）	（出席説明の要求） 第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため委員会に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

●執行機関の出席義務に関する地方自治法の最近の改正

	改正内容	経緯等
平成18年	(平成18年11月24日施行) ○ 執行機関への議場出席要求の要件の明確化 長など一定の者は、説明のために議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないこととされていたが、この出席について「議会の審議に必要な」説明のためであることを明確にすることとされた。	○ 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日第28次地方制度調査会） 第2 議会のあり方 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討 (2) 具体的方策 ⑥ 長と議会の関係 イ 議会の招集のあり方 議会の招集のあり方については、…（中略）…。 また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである。

(常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方)

委員会における発言 (伊勢市議会会議規則第106条)	(委員の発言) 第106条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。
発言時間の制限 (伊勢市議会会議規則第110条)	(発言時間の制限) 第110条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

●議会による行政評価の実施例

長野県飯田市議会

徳島県小松島市議会

(常任委員会への議員の所属制限)

(地方自治法第109条第2項)	② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
-----------------	---

●委員会制度に関する地方自治法の最近の改正

	改正内容	経緯等
平成18年	委員会制度の見直し (平成18年11月24日施行) ○ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止 議員は一の常任委員会の委員のみに所属する制限を廃止し、少なくとも一の常任委員になるものとされた。 ○ 閉会中の委員会委員の任命の可能化 閉会中においては、議長が条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員又は特別委員を選任することができることとされた。 ○ 委員会への議案提出権の付与 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができるものとされた。	○ 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日第28次地方制度調査会） 第2 議会のあり方 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討 (2) 具体的方策 ② 議会の組織 議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止することとし、一定の規律が必要な場合には、委員会条例に必要な規定をおくこと等に対応することとすべきである。 また、委員会の委員については、閉会中など一定の場合に委員会条例で定めるところにより、議長が指名することによって選任等ができるようにすべきである。 ③ 議会の権能 ア 委員会の議案提出権 委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

(第29次地方制度調査会資料(総務省HP)をもとに作成)

【伊勢市議会の状況】

（常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席）

- 常任委員会・協議会への執行機関の出席は、地方自治法や委員会条例の規定上は委員会から出席を要求されて初めて出席できるものであるが、慣例的に常時出席しているのが現状である。
- 執行機関の出席者の範囲は、おおむね次のとおりとなっている。
 - ・ 常任委員会・協議会…通常の場合は、教育長と部長級及び課長級の職員
重要な案件の場合で執行機関から申出があったとき、又は委員会から要請した場合は、市長と副市長も出席
 - ・ 予算・決算特別委員会…市長、副市長、教育長、部長級及び課長級の職員（決算特別委員会の場合は、監査委員も出席）
- 委員会・協議会を傍聴された市民や予算・決算特別委員会の録画放映を視聴された市民等から、執行機関側の出席者の人数が多いという声が寄せられることがある。

（常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方）

- 発言
 - ・ 委員会における質疑での発言の方法は、一括質問・一括答弁の方式と一問一答方式が混在している。（通常は、委員会においては、一問一答方式とされている。）なお、平成22年9月定例会における決算特別委員会では、一問一答方式によることを原則とした。
 - ・ 質疑の持ち時間についての定めはない。
- 予算及び決算の審査方法は、次のとおりとしている。
 - ・ 当初予算及び補正予算のうち本格予算については、予算特別委員会を設置
 - ・ 通常の補正予算については、歳入は総務政策委員会に、歳出は所管の常任委員会に分割付託
 - ・ 決算については、決算特別委員会を設置

（常任委員会への議員の所属制限）

- 1 議員 1 委員会制を採用している。（伊勢市議会委員会条例第2条）

常任委員会	委員定数
総務政策委員会	10人
教育民生委員会	9人
産業建設委員会	9人